

### 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 杉山管工設備株式会社(法人番号2020001053679)  
業者の住所 : 神奈川県横浜市中区海岸通1-3
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年3月11日 から 令和8年4月10日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和5年12月から令和7年9月にかけて施工した埼玉県及び神奈川県の民間工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期が重複する他現場においても、専任を要する監理技術者として配置した。  
このことが、建築業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事から監督処分(指示処分)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内